

令和4年度 第20回庁議要旨

日時：令和5年1月24日（火）

午前9時～午前10時50分

会場：庁議室

〔審議事項〕

1 宮城県市町村職員退職手当組規約の変更について（総務部）

白石市、蔵王町及び七ヶ宿町で構成する白石市外二町組合が運営する公立刈田総合病院の公設民営化に伴い、白石市外二町組合が令和5年3月31日限りで解散することとなった。

これに伴い白石市外二町組合から宮城県市町村職員退職手当組合に対し脱退の申し出があったことから、組合構成団体において協議を行うこととなった。

宮城県市町村職員退職手当組合から白石市外二町組合が脱退し規約を変更することについて、市議会の議決を経た上で、組合構成団体の協議を行うもの。

(1) 主な内容

組合構成団体から「白石市外二町組合」を削る。

(2) 今後の予定

令和5年2月 市議会第1回定例会に宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組規約の変更について提案

3月 議決書抄本及び協議書を組合へ提出
宮城県知事による許可

4月 宮城県市町村職員退職手当組規約の一部を変更する規約施行
(施行予定年月日：令和5年4月1日)

2 石巻市総合運動公園陸上競技場基本構想の策定について（市民生活部）

平成23年3月の東日本大震災により、石巻地域に公認の陸上競技場が無くなり、仙台市や利府町で大会を開催しなければならない状況となっている。

このような状況の中で、令和元年市議会第2回定例会において、陸上競技場の早期建設請願が採択され、石巻市陸上競技場の整備を推進する議員連盟が設立された。

また、令和3年度から開催している陸上競技関係者等で構成する懇談会などで、各種県大会など一定水準の大会開催可能な第3種公認陸上競技場の整備等が求められている。

石巻市総合運動公園陸上競技場の整備実現に向けて、目指すべき施設のコンセプトを示し、そのコンセプトに基づく整備方針や施設の有効活用のために必要な事項等を定めるため、陸上競技場基本構想を策定するもの。

(1) 主な内容

■石巻市総合運動公園陸上競技場基本構想の基本的な視点は以下のとおり

ア 陸上競技場を整備するうえでの「基本理念」を以下のとおりとする。

「さまざまなスポーツの基本である陸上競技を幼少から身近に体験し、スポーツ振興を通じて、子どもたちの未来を紡ぎ、スポーツ全体の向上と市民の健康増進に寄与する。」

イ 陸上競技場を整備するうえで基本となる考え方として、4つの「目指すべき方向」とそれに基づいた「整備基本方針」を以下のとおり定める。

No.	目指す方向	整備基本方針
1	子どもから高齢者、障がい者等すべての市民が気軽に利用できる場としての整備を目指す。	身近にスポーツ活動を楽しみ心と体の健康を育む陸上競技場を整備する。
2	宮城県北部沿岸地域のアスリート育成・強化の拠点としての整備を目指す。	宮城県北部沿岸地域での大会開催や日常的な練習会場として活用可能な第3種公認の陸上競技場を整備する。
3	スポーツを通じた交流のまちづくりに資する環境整備を目指す。	関係機関と連携し、スポーツツーリズムやスポーツ合宿の誘致に対応した陸上競技場を整備する。
4	防災機能の充実と安全・安心のまちづくりに寄与する施設整備を目指す。	防災公園として防災機能を補完、強化した陸上競技場を整備する。

(2) 今後の予定

令和5年 2月 パブリックコメント実施
 3月 石巻市総合運動公園陸上競技場基本構想策定
 令和5年度 石巻市総合運動公園陸上競技場基本計画策定

3 石巻市横断幕等の掲示に関する基準について（市民生活部）

本市では、スポーツ競技において全国規模の大会等で優勝又はこれに類する成績を収めた個人や団体又は国際大会に出場した個人や団体に対し、その功績を称えるための懸垂幕、広告塔看板及び横断幕（以下、「横断幕等」という。）の掲示基準がなかったため、検討課題となっていた。

スポーツ競技において、他の模範となる活躍をした個人や団体に対し、その功績を称えるとともに、市民に広く周知を図るため、横断幕等の掲示に関する基準を定めるもの。

(1) 主な内容

ア 対象者

- ① 市内に住民登録がある者又はあった者（個人）
- ② 市内にスポーツ籍を有する（活動拠点が市内にあることをいう。）個人又は団体
- ③ ①、②のほか、市長が特に認める者

イ 掲示基準

- ① 国際競技大会に出場が決定した場合
- ② 全国規模の競技大会に出場し優勝した場合
- ③ ①、②のほか、優秀な成績を収め市長が特に認める場合

ウ 製作・掲示

- ① 横断幕等の寸法及び書式は、市が別に定める。
- ② 横断幕等の掲示場所は、指定した場所とする。
 - (i) 石巻市役所本庁舎北側
 - (ii) 石巻駅前バスプール
 - (iii) 歩行者デッキ
 - (iv) その他市長が必要と認めた場所
- ③ 横断幕等の掲示期間は、掲示した日から原則1か月とする。（ただし、例外あり。）

エ 掲示の制限

掲示対象となる場合でも次に該当する場合は横断幕の製作、掲示を行わないもの。また、掲示中に次に該当した場合は掲示を中止する。

- ① 法令又は公序良俗に反する行為が行われた場合
- ② 市の政治的及び宗教的中立性を損なうおそれがある場合
- ③ ①、②のほか市長が適当でないと認める場合

(2) 今後の予定

令和5年2月 市議会第1回定例会において関係予算案について提案

3月 石巻市横断幕等の掲示に関する要綱制定

(施行予定年月日：令和5年4月1日)

4 石巻市大衡山一般廃棄物最終処分場の設置について（市民生活部）

廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量化及び資源化を推進しているが、最終的には必ず不燃物、残渣、焼却灰等の最終処分を必要とする廃棄物が発生している。

既存の一般廃棄物最終処分場は、平成28年度の時点で令和4年度には満杯となる見込みであったことから、国の東日本大震災復興特別会計による財源措置等を活用し、新たな最終処分場の施設整備を進めている。

今後満杯となる既存最終処分場の更新を見据え、新たな施設を設置することにより、地域の清潔保持、生活環境保全及び公衆衛生の向上を図る。

(1) 主な内容

ア 名称：石巻市大衡山一般廃棄物最終処分場

イ 所在地：石巻市南境字大衡山地内

ウ 施設概要：【埋立地】

・埋立地 面積 18,800㎡ 容量 187,000㎥

・防災調整池 第1 11,280㎥ 第2 1,833㎥ 第3 1,128㎥

・管理道路 ① 延長 560m ② 延長 1,089m ③ 延長 555m

【建築物・工作物】

・管理棟・浸出水処理施設 鉄筋コンクリート造2階建地下1階

延べ床面積 1,685.10㎡

・調整槽 鉄筋コンクリート造(2,700㎥) 延べ床面積 511.22㎡

・倉庫・車庫棟 鉄骨造平屋建 延べ床面積 112.92㎡

・ストックヤード 鉄筋コンクリート造平屋建 延べ床面積 89.22㎡

(2) 今後の予定

令和5年2月 市議会第1回定例会に關係条例の一部改正及び關係予算案について提案

(施行予定年月日：令和5年7月1日)

6月 一般廃棄物新最終処分場埋立地建設工事及び浸出水処理施設等建設工事完了
備品等搬入

7月 供用開始

5 国民健康保険出産育児一時金の見直しについて（保健福祉部）

国は、本年4月から出産育児一時金の額を全国一律で50万円に引き上げるため、健康保険法施行令等の改正を行うこととしている。

また、県は県内市町村国保における事務の標準化を図るため、「出産育児一時金及び葬祭費の事務に関する取扱いについて」を発出し、出産育児一時金の額を一律50万円とする取り扱いを示した。これにより、市町村によって取扱いが異なっている加算額は廃止される。

石巻市国民健康保険の出産育児一時金について、健康保険法施行令等の改正に合わせて見直すとともに、県内市町村が同一の取扱いを行うことにより公平な保険給付を行う。

(1) 主な内容

出産育児一時金の見直し

ア 出産育児一時金（石巻市国民健康保険条例）

被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金を支給する（イの加算額と区分せず50万円とする）。

イ 出産育児一時金加算額（石巻市国民健康保険条例施行規則）

産科医療補償制度（分娩に関連して重度の脳性麻痺を発症した場合、補償金が支給される保険契約）対象分娩である場合、加算額として支給していたが、県内事務処理の標準化により廃止する。

	改正後	現 行
ア 出産育児一時金	500,000円	408,000円
イ 出産育児一時金加算額	廃止	12,000円
合計	500,000円	420,000円

※令和5年4月1日以降の出産から適用

【出産育児一時金支給実績】 R2年度80件、R3年度72件、R4年度12月末現在49件

(2) 今後の予定

令和5年 2月 市議会第1回定例会に石巻市国民健康保険条例の一部改正について提案

（施行予定年月日：令和5年4月1日）

3月 石巻市国民健康保険条例施行規則の一部改正

（施行予定年月日：令和5年4月1日）

6 出産・子育て応援交付金事業の実施について（保健福祉部）

妊婦や低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費や子育て支援サービスの利用料の負担軽減を図る経済的支援を一体とする事業を支援する交付金が創設された。

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実するとともに、経済的支援を図る。

(1) 主な内容

妊婦や子育て家庭等への支援として、伴走型相談支援や経済的支援を一体的に実施する。

ア 基準日 令和4年4月1日

イ 対象者 妊婦及び乳児を養育する子育て世帯

ウ 伴走型相談支援

出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ。

時期	面談等
① 妊娠初期（妊娠届出時）	面談・アンケート
② 妊娠後期（妊娠8か月頃）	アンケート（希望により面談）
③ 出産後（新生児訪問時）	面談・アンケート

エ 経済的支援

以下のとおり給付金を支給し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図る。

対象者	支給金額	見込数
上記ウ①妊娠届出時に面談等を実施した妊婦	5万円	800人
上記ウ③出産届出後に面談等を実施したこどもを養育している者	5万円	800人
基準日以降事業開始前に妊娠届を提出した妊婦（遡及者）	5万円	450人
基準日以降事業開始前に出産したこどもを養育している者（遡及者）	10万円	750人

※上記の支給金額は、こども一人当たりの金額。

(2) 今後の予定

令和5年2月 市議会第1回定例会において関係予算案について提案

3月 石巻市出産・子育て応援支援金事業実施要綱制定

（施行予定年月日：告示の日から施行）

市ホームページ及び市報により周知するほか、対象者へ通知する。

4月 支給開始

7 石巻市創業支援補助金の見直しについて（産業部）

産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画が国の認定を受けたことに伴い、平成26年度に石巻市創業支援補助金を創設し、東日本大震災により大幅に減少した市内中小企業者の新規創業を促進する目的から、補助率を4分の3以内としていた。

震災復興期間の終了と過去の補助金執行状況を踏まえ、段階的に交付限度額や交付対象者の見直しを行ってきたところであるが、今般、本市の「補助金の見直し指針（平成20年5月）」で示されている適正規模の補助率とするため、補助率の引き下げを行うもの。

(1) 主な内容

補助率を4分の3以内から2分の1以内へ引き下げる。ただし、今年度交付決定を受けた者が、引き続き次年度も交付申請する場合は、なお従前の例による。

交付対象者及び交付限度額（上限100万円）は変更しない。

(2) 今後の予定

令和5年2月 市議会第1回定例会において関係予算案について提案

3月 石巻市創業支援補助金交付要綱の一部改正（施行予定年月日：令和5年4月1日）

8 石巻市6次産業化・地産地消推進助成金の見直しについて（産業部）

東日本大震災からの復興を後押しする観点から、農林水産物の地域資源の再生はもとより、高付加価値化を図るため、1次・2次・3次産業を営む事業者がネットワークを形成して取り組む事業に対し、石巻市6次産業化・地産地消推進助成金を創設（平成26年度）し、本助成金制度のうち、「商品開発事業」及び「販路開拓事業」に対する補助率を4分の3以内としていた。

震災復興期間の終了や石巻市産業創造助成金（補助率：2分の1以内）との整合性の観点から、本助成金制度について見直しを図ることとし、本市の「補助金の見直し指針（平成20年5月）」で示されている適正規模の補助率とするため、補助率の引き下げを行うもの。

(1) 主な内容

「新商品開発事業」及び「販路開拓事業」の補助率を4分の3以内から2分の1以内へ引き下げる。
交付対象者及び交付限度額は変更しない。

(参考) 現行の制度概要

- ア 新商品開発事業（補助率4分の3以内 上限額 50万円）
- イ 販路開拓事業（補助率4分の3以内 上限額 50万円）
- ウ 施設整備事業（補助率2分の1以内 上限額200万円）

(2) 今後の予定

令和5年2月 市議会第1回定例会において関係予算案について提案

3月 石巻市6次産業化・地産地消推進助成金交付要綱の一部改正

（施行予定年月日：令和5年4月1日）

9 石巻市かわまち交流拠点施設の指定管理者の指定の変更について（産業部）

石巻中央地区の中心市街地は、石巻の歴史、文化、産業を育んできた地域であり、特に旧北上川の川沿いは、古くから川湊として市民に親しまれてきたことから、このエリアを震災後の観光交流及び地場産業の復興を先導する新たな拠点とするべく、かわまち交流拠点整備事業として官民一体で基盤・施設整備に取り組んでおり、既に供用を開始している石巻市かわまち交流センター、石巻市かわまち立体駐車場・バス駐車場及び石巻市かわまち交通広場については、指定管理制度を導入し、管理運営を行っている。

かわまち交流拠点施設のひとつである「石巻市かわまち交流広場」の整備が本年3月に完了することから、かわまち拠点エリア内の他施設と効果的な管理・運営を図るため、かわまち交流拠点施設の指定管理施設に追加するもの。

(1) 主な内容

ア 施設概要

名称：石巻市かわまち交流広場

所在地：石巻市中央二丁目306番

施設規模：敷地面積 1,897.24㎡

施設機能：ベンチ、屋外ステージ、噴水など

イ 指定管理候補者及び選定方法

- ① 選定候補者 一般社団法人石巻観光協会 会長 後藤 宗徳
(石巻市中央二丁目11番12号)
- ② 選定方法 非公募
- ③ 選定理由 拠点施設内の「石巻市かわまち交流センター」、「石巻市かわまち立体駐車場・バス駐車場」及び「石巻市かわまち交通広場」の指定管理者である一般社団法人石巻観光協会を「石巻市かわまち交流広場」の指定管理者とすることにより、拠点内の施設を一体的に維持管理・活用することで交流人口の増加や賑わい創出による中心市街地の活性化を円滑に図っていくことができる。

ウ 指定期間 令和5年4月1日から令和9年3月31日（4年間）

エ 開場時間及び休場日

開場時間 終日 ※ただし、営利目的の利用については、午前9時から午後9時までとする。

休場日 なし

(2) 今後の予定

令和5年2月 市議会第1回定例会に指定管理者の指定の変更について提案

3月 かわまち交流広場の完成
指定管理に係る変更基本協定の締結

4月 指定管理に係る年度協定の締結
供用開始

10 国土交通省東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所との災害時における海上輸送体制の支援協力に関する協定の締結について（建設部）

国土交通省では、災害時の陸路分断等を想定し、海上輸送による救助・救援や物資輸送等を行うため、船舶を活用した災害支援の取組を進めている。

また、近年、全国各地において地震や風水害等による災害が頻発化している現状を踏まえ、本市における災害等による被害を想定し、陸路が寸断した場合の災害時の輸送体制の確保を図るため、「災害時における海上輸送体制の支援協力」について、これまで国土交通省東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所と協議を行ってきた。

同所との協議が整ったことから、災害時における海上輸送体制の支援協力に関する協定を締結し、災害時及び災害発生の恐れがある場合に、救援物資や人員輸送等の支援を受けることにより、市民生活の早期安定を図る。

(1) 主な内容

ア 協定内容

国土交通省東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所は石巻市に対し、災害対策及び災害復旧に必要な海上輸送体制の支援協力を行う。

イ 協定締結期間

協定締結の日から令和5年3月31日（1年ごとに自動更新）とする。

(2) 今後の予定

令和5年2月27日 協定締結式

11 復興公営住宅用地の払下げについて（建設部）

平成30年度に4,456戸の復興住宅の整備が完了したが、半島沿岸部の集団移転用地に造成した復興住宅用地については、宅地造成が復興住宅建設より先行して行われたことにより、最終的には被災者の意向と宅地整備状況に開きが生じ、29区画の空き宅地が発生した。

このうち二子地区の11区画については災害公営住宅整備事業（復興交付金事業）の対象外として扱い、国土交通省による空き宅地の利用計画承認を受けた。

計画承認を受けた二子地区の住宅用地11区画について、払下げ要望への対応と歳入の確保を図る。

(1) 主な内容

復興交付金が充当されていない二子地区の空き宅地11区画について、今年度中に公募・払下げを行う。

(2) 今後の予定

令和5年2月 公有財産価格審査委員会へ提案、用途廃止、所管替

2月13日～3月13日 公募期間

4月～ 契約手続き

12 新学校給食センターの整備運営手法について（教育委員会）

石巻市学校給食センター整備基本計画の策定に当たり、効率的な整備運営により市財政の負担軽減を図るため、石巻市学校給食センター整備基本計画策定検討委員会（以下、「検討委員会」という。）において整備運営手法の比較検討を行った。

比較検討の結果、PFI方式が最も効果的な事業手法であると評価されたことから、本方式により整備運営を進めるもの。

(1) 主な内容

【事業手法の比較と総合評価】

	直営方式（公共が全ての業務を実施）	直営方式（民間に運営業務を委託）	DBO方式 （公共が資金調達）	PFI方式 （民間が資金調達）
財政負担額	約9,920,000千円	約9,297,000千円	約9,153,000千円	約9,074,000千円
VFM(財政縮減効果)	(基準値)	6.3%程度	7.7%程度	8.6%程度
総合評価	各事業の発注をそれぞれ行うため財政縮減効果が働きにくい点や、事業開始時点において多くの財源が必要となる点が課題である。	基本的には直営方式（公共が全ての業務を実施）と同じ。 運営部分を民間に委託するため、左記の直営方式よりも財政縮減効果が期待できる。	起債調達が可能であり、事業全体を民間に委託することで財政縮減効果が期待できる。 設計・建設から維持管理・運営までを一括して民間が行う事業手法で、PFI法に準拠して実施する。	支払費用が平準化でき、事業全体を民間に委託することで財政縮減効果が期待できる。 資金調達も含め設計・建設から維持管理・運営まで全てを一括して民間が行う事業手法で、PFI法を遵守して実施する。
	—	13点	23点	25点

整備運営手法については、検討委員会の評価結果を基に、PFI方式を選定するもの。

○PFI方式の概要

PFI方式は、一部公共調達を除いた事業当初の資金調達も含めて、設計・建設から維持管理・運営までのすべてを一括して民間事業者が行う事業手法で、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に従って実施される。

施設完成直後に公共に施設の所有権を移転し、民間事業者が維持管理・運営等を行う。

(2) 今後の予定

令和5年 2月 学校給食センター運営委員会（整備運営手法の報告）

教育委員会定例会（整備運営手法の報告）

13 石巻市教育委員会横断幕等の掲示に関する基準について（教育委員会）

本市では、文化芸術分野において全国規模の大会やコンクール等で優勝又はこれに類する成績を収めた個人や団体又は国際大会等において優秀な成績を収めた個人や団体に対し、その功績を称えるための懸垂幕及び横断幕（以下「横断幕等」という。）の掲示基準がなかったため、検討課題となっていた。

文化芸術に関する活動の振興及び発展を促し、市民を元気づける活躍や他の模範となる活躍をした個人又は団体に対し、その功績を称えるとともに、市民に広く周知を図るため、横断幕等の掲示に関する基準を定めるもの。

(1) 主な内容

ア 対象

- ① 市内に住民登録がある者又はあった者（個人）
- ② 市内に活動の拠点を有する団体
- ③ ①、②のほか本市に所縁がある個人又は団体で、教育委員会が特に認める者

イ 掲示基準

- ① 国内の予選や選考等を経て、日本を代表する出演者等に選出され、国際規模で開催される文化芸術大会・コンクール等に出場し、優秀な成績を収めた場合
- ② 予選等を経て、全国規模で開催される文化芸術大会・コンクール等に出場し、優勝又はこれに類する成績を収めた場合
- ③ ①、②のほか教育委員会が特に認める場合。

ウ 製作・掲示

- ① 横断幕等の寸法及び書式は、教育委員会が別に定める。
- ② 横断幕等の掲示場所は、教育委員会が指定した場所とする。
- ③ 横断幕等の掲示期間は、掲示した日から原則1か月とする。（ただし、例外あり。）

エ 掲示の制限

掲示対象となる場合でも次に該当する場合は横断幕等の製作、掲示を行わないもの。また、掲示中に次に該当した場合は掲示を中止する。

- ① 法令又は公序良俗に反する行為が行われた場合
- ② 横断幕等を掲示することにより、市の政治的及び宗教的中立性を損なうおそれがある場合
- ③ ①、②のほか教育委員会がふさわしくないと認める場合

(2) 今後の予定

令和5年1月 教育委員会第1回定例会において審議

3月 石巻市教育委員会横断幕等の掲示に関する要綱制定

(施行予定年月日：令和5年4月1日)

[報告事項]

1 令和4年度市民意識調査の集計結果報告書について（総務部）

本調査は、広聴事業として実施しており、市の施策の特定事項について市民の関心、意向、要望等を調査し、市民の意見を市政に反映させるもの。

(1) 主な内容

調査対象者・調査内容等

ア 調査対象者数：2,700人（市内に居住する満18歳以上の男女から無作為抽出）

イ 調査期間：令和4年7月15日（金）～8月5日（金）

ウ 調査項目：(1) 広報事業について

(2) 消防団について

(3) 本市の市政への関心度について

(4) SDGs（持続可能な開発目標）について

(5) 石巻市での居住について

(6) 男女共同参画について

(7) 町内会・自治会活動への参加について

(8) スポーツについて

(9) 石巻市の環境について

(10) 地域福祉について

(11) 子どもの居場所づくりについて

(12) 子どもの権利について

(13) 石巻市中心市街地活性化について

(14) 石巻市のまちづくりについて

(15) 図書館の開館時間について

エ 回収結果：(回収件数) 1,037件、(回収率) 38.4%

オ 調査結果：別添「令和4年度石巻市市民意識調査 集計結果報告書」のとおり

(2) 今後の予定

令和5年1月 集計結果報告書を石巻市議会、石巻記者クラブ、国会図書館等へ送付するほか、情報公開コーナーに設置し、ホームページに掲載する。

2 石巻市脱ペーパードライバー支援補助金の創設について（復興企画部）

本市では、平成28年度から移住相談窓口の設置や住宅取得等に係る補助制度等の移住支援事業を実施し、人口減少の抑制及び地域活性化に取り組んでいるが、移住希望者から相談を受ける中で、自動車運転免許は持っているものしばらく運転していないため、車を運転するのが不安との声が上がっている。

また、全国各自治体において、様々な移住支援事業に取り組んでいるが、移住先として本市を選んでもらうためには、独自の支援策を実施していく必要がある。

本市への移住・定住を促進するため、ペーパードライバー講習費用を補助することにより、移住に対する不安軽減を図るとともに、安心して本市での生活に慣れてもらえる環境を整備する。

(1) 主な内容

対象者 市外から本市へ転入後1年以内に市内の自動車教習所でペーパードライバー講習を受けた方

補助上限額等 1回当たり7,000円(税込)を上限とし、1人当たり2回まで利用可能

(2) 今後の予定

令和5年2月 令和5年第1回定例会に関係予算案について提案

3月 石巻市脱ペーパードライバー支援補助金交付要綱制定
(施行予定年月日：令和5年4月1日)

4月 事業開始(周知、申請受付)

3 離島における自動車航送料島民割引制度の導入について(復興企画部)

昨年9月に網地島で開催された「動く市長室」において、島民が所有する自動車を本土へ輸送する場合の離島航路航送料について、車検や修理等を行う場合に、高齢者が多い島民にとって大きな負担となっていることから、費用の補助を行うことについて要望がなされた。

本市の離島、網地島及び田代島については、人口減少及び高齢化の進行が著しいことから、島民の移動・生活手段となる自動車について、島内と本土との輸送に要する経費を支援することにより、高齢者に十分に配慮するとともに、島外からの移住・定住者の促進を図る。

(1) 主な内容

ア 割引対象者及び対象車両

網地島及び田代島に住所を有する市民が、島内において利用・保管している車両
(法人所有の車両は対象外)

イ 割引額

網地島ライン株式会社が設定する自動車航送料の2分の1の額

ウ 実施方法

- ① 島民が島内で利用・保管している車両について、網地島ライン株式会社に事前登録する。
- ② 島民は、自らの自動車を、離島航路のカーフェリー(マーメイドⅡ)で輸送する場合に、航送料の2分の1の額を網地島ライン株式会社に対して支払う。
- ③ 割引分(2分の1)については、既に実施している旅客運賃の島民割引制度と同様に、本市から網地島ライン株式会社に対し、毎年度交付している「離島航路経営安定化補助金」の一部として交付する。

エ 割引制度の導入開始予定日

令和5年4月1日

(2) 今後の予定

- 令和5年 2月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案
3月 石巻市経営安定化補助金交付要綱の一部改正
(施行予定年月日：令和5年4月1日)
4月 自動車航送料島民割引制度の運用開始

4 (仮称) いしのまきスポーツコミッション運営支援事業の実施について (市民生活部)

国において、スポーツ基本法の規定に基づき第3期スポーツ基本計画を策定し、取り組むべき施策として、地域の特色を活かしたスポーツによるまちづくりの創出、スポーツを活用したまちづくりに取り組む地域スポーツコミッションの更なる質の向上などを掲げている。

本市においても、スポーツを活用したまちづくりと地域全体の活性化を図るため、スポーツコミッションの設立に向けた準備が進められている。

市内の多様な事業者が参画し、スポーツと地域資源を戦略的に活用し、地域の魅力や活力の向上及び経済的効果も発揮した地域づくりを行うスポーツコミッションの運営を支援する。

(1) 主な内容

(仮称) いしのまきスポーツコミッションの運営を支援するために、負担金を拠出し、体制整備を図ることにより、令和8年度以降の自主運営化を目指す。

(2) 今後の予定

- 令和5年 1月 第2回設立準備会
2月 市議会第1回定例会において関係予算案について提案
第3回設立準備会 ※設立趣意書、令和5年度事業計画・予算案検討
3月 第4回設立準備会 ※今後の活動内容 (組織体制・役割分担)
スポーツコミッション設立
4月 運営支援開始

5 新生児聴覚検査費用助成事業の実施について (保健福祉部)

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見、早期療育を図るため、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要であり、検査費用を公費で負担することにより、受診者の経済的負担の軽減を図るよう厚生労働省から通知されているところである。

宮城県では、受検率の向上、聴覚障害の早期発見、早期支援に繋げることを目的として、令和4年度から公益社団法人宮城県医師会との連携体制を構築し、県内で統一した仕組みの中で当該検査の公費負担を実施する体制整備を図った。

県内で統一した仕組みの中で新生児聴覚検査実施医療機関 (分娩取扱機関) において、早期に検査を実施することにより、聴覚障害を早期に発見し、子どもやその家族に適切な支援を行うことで、音声言語発達等への影響を最小限に抑え、コミュニケーションや言語発達を促進する。

また、検査費用を助成することで、経済的負担の軽減を図り、安心して出産や子育てができる環境の充実に努める。

(1) 主な内容

ア 助成対象者

本市に住民登録のある生後4か月までの乳児の保護者

イ 助成対象検査

耳音響放射検査（OAE）又は聴性脳幹反応検査（ABR）

ウ 助成額

乳児1人につき初回検査1回分8,000円を上限とする。

エ 助成方法

①宮城県内の委託医療機関で検査を受ける場合

現物給付：受診票（助成券）に記載されている金額（8,000円）を上限に助成する。

②委託医療機関以外の医療機関で検査を受ける場合（県外での里帰り出産も含む。）

現金給付：検査終了後に必要書類を添付した申請書を受付し助成を行う。

※当該検査費用が助成額に満たない場合はその額とし、超過する場合は自己負担とする。

オ 検査事業委託先（県内委託医療機関検査分）

公益社団法人宮城県医師会

(2) 今後の予定

令和5年2月 市議会第1回定例会に係る予算案について提案

3月 石巻市新生児聴覚検査費用助成事業実施要綱制定
(施行予定年月日：令和5年4月1日)

4月 公益社団法人宮城県医師会との事業委託契約締結
事業開始（周知、申請受付）

6 石巻市地域互助活動促進事業の見直しについて（保健福祉部）

本市では、地域共生社会の実現に向けた地域づくりの取組として、地域互助活動促進事業を実施してきた。

国では、市町村における包括的な支援体制の構築を進めるため、重層的支援体制整備事業を創設した改正社会福祉法を令和3年4月に施行しており、本市では、その中で示された「地域づくりに向けた支援」の一つとして地域互助活動促進事業を位置づけ、より効果的な事業実施を検討してきた。

国が示した「地域づくりに向けた支援」を推進するため、地域互助活動促進事業について必要な見直しを行う。

(1) 主な内容

・見直し内容

ア 対象事業を送迎支援、買物支援、見守り・助け合い活動、交流活動及び複合活動とし、これらのいずれかの事業を実施することを要件にイベント活動を対象事業に加える。

イ 助成期間の限度を「一事業につき3年」から「一団体5年」とする。

ただし、イベント活動については3年間とし、令和7年度で終了とする。

※現制度において助成金を受けている交付団体の助成期間は通算で5年とする。

ウ 助成対象事業の実施を「原則として月1回以上実施」から「年6回以上実施」とする。

(2) 今後の予定

- 令和5年2月 市議会第1回定例会に係る予算案について提案
- 3月 石巻市地域互助活動促進助成金交付要綱の改正
(施行予定年月日：令和5年4月1日)
- 4月 市報、市ホームページ等による周知

7 石巻市奨学金返還支援事業の見直しについて（保健福祉部）

今後、さらなる人口減少が見込まれる中、本市が推進する次世代型地域包括ケアシステムの推進に必要となる医療、介護及び福祉に係る人材確保と定住促進を図るため、奨学金返還支援事業を実施している。

一方で助成総額は右肩上がりに増加していることなどを踏まえ、効果的な定住促進や利便性の向上とともに財政負担の平準化について検討してきた。

さらなる医療、介護及び福祉に係る人材確保と定住促進を図るため、奨学金返還支援事業の助成金の額及び助成対象期間の見直しを行う。

(1) 主な内容

・見直し内容

令和5年4月1日以降の新規助成金申請者から、助成金の額を奨学金返還額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし1年度につき10万円を限度とし、助成期間については6年を限度とする。

区 分	変更後	変更前
助成金の額	1年度につき返還額の2分の1以内で10万円を限度とし、総額で60万円を限度とする。	1年度につき20万円を限度とし、総額で60万円を限度とする。
助成対象期間	助成金の交付の対象となった最初の月から起算して6年を限度とする。	助成金の交付の対象となった最初の月から起算して3年を限度とする。

・経過措置

変更後の規定は、令和5年4月以降、新たに申請する助成金から適用し、令和5年3月末以前に助成金の交付対象となった者に係る助成金については、なお従前の例による。

(2) 今後の予定

- 令和5年2月 市議会第1回定例会に係る予算案について提案
- 3月 石巻市奨学金返還支援事業助成金交付要綱の一部改正
(施行予定年月日：令和5年4月1日施行)
- 4月 市報、市ホームページ等による周知

8 民法及び児童福祉法等の改正に伴う児童福祉施設等の運営について（保健福祉部）

民法及び児童福祉法における「懲戒権」を削除する「民法等の一部を改正する法律」、保育所を含む児童福祉施設、家庭的保育事業所等の運営について、「児童の安全の確保」を追加する「児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布された。

関係法令の改正に伴い、関係する条例の一部を改正し、児童福祉施設等の適切な運営を図る。

(1) 主な内容

関係法令の改正に伴い、関係する条例の一部改正を行う。

以下について、所要の改正を行う。

ア 懲戒権の規定を削る。

該当する施設・事業：保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

イ 児童福祉施設等における児童の安全の確保に関する計画の策定等の義務化を定める。(新設)

該当する施設・事業：家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、放課後児童健全育成事業

ウ 児童福祉施設等における業務継続計画策定等の努力義務化を定める。(新設)

該当する施設・事業：放課後児童健全育成事業

※民間施設を含む。

※幼稚園は、学校保健安全法により、学校安全計画の策定等が定められている。

主な改正内容

石巻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

番号	改正後の条例	現行の条例	適用
1	削除	(懲戒に係る権利の乱用禁止) 懲戒に関して必要な措置を採る場合の権限乱用を禁止	懲戒権が削除されたことにより、規定を削除 (幼保連携型認定こども園及び保育所に限る)

石巻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

番号	改正後の条例	現行の条例	適用
2	(安全計画の策定等) ・安全計画の策定義務 ・職員への計画の周知及び研修・訓練の定期実施 ・保護者への周知・連携 ・計画の定期的見直し、変更の実施	(規定なし)	安全計画策定等の「義務規定」を新設
2	(自動車を運行する場合の所在の確認) ・自動車を運行する際、乗車及び降車の際に利用児童の所在確認義務 ・送迎車両への見落とし防止の装置の設置及び所在確認義務	(規定なし)	自動車送迎時の所在確認等の「義務規定」を新設 ただし、令和6年3月31日まで見落とし防止設置に代わる処置で所在確認を行う等の経過措置とする。
1	削除	(懲戒に係る権利の乱用禁止) 懲戒に関して必要な措置を採る場合の権限乱用を禁止	懲戒権が削除されたことにより、規定を削除

石巻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

番号	改正後の条例	現行の条例	適用
2	(安全計画の策定等) ・安全計画の策定義務 ・職員への計画の周知及び研修・訓練の定期実施 ・保護者への周知・連携 ・計画の定期的見直し、変更の実施	(規定なし)	安全計画策定等の「義務規定」を新設 ただし、令和6年3月31日まで経過措置(努力義務)とする。
2	(自動車を運行する場合の所在の確認) ・自動車を運行する際、乗車及び降車の際に利用児童の所在確認義務	(規定なし)	自動車送迎時の所在確認の「義務規定」を新設
3	(業務継続計画の策定等) ・業務継続計画策定(努力義務) ・職員への計画の周知及び研修・訓練の定期実施(努力義務) ・計画の定期的見直し、変更の実施(努力義務)	(規定なし)	感染症や非常災害の発生時等に支援を継続的に実施するための業務継続計画作成等の「努力義務規定」を新設

(2) 今後の予定

令和5年2月 市議会第1回定例会に石巻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び石巻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について提案

(施行予定年月日：令和5年4月1日)

市議会第1回定例会に石巻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について提案

(施行予定年月日：令和5年4月1日)

9 中学校における部活動の地域連携・地域移行について（教育委員会）

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に関心のある生徒が参加し、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。

しかし、少子化が進行する中、学校部活動をこれまでと同様の体制で運営することは難しくなっており、学校によっては存続が厳しい状況にある。また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務める指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中で大きな課題となっている。

こうした中、平成30年にスポーツ庁及び文化庁が部活動に関するガイドラインを策定し、中央教育審議会から、学校における働き方改革等の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきと指摘された。これを受け、スポーツ庁及び文化庁から、令和5年度以降、部活動の地域連携・地域移行に係る新たなガイドラインが示された。

令和5年度から、主に休日の部活動を部活動顧問と部活動指導員が担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動を行いながら、教員の負担軽減を図るもの。

(1) 主な内容

ア 部活動指導員の役割

- ・休日の部活動指導を行う。
- ・生徒のニーズを踏まえた充実した活動を行い、教員の負担軽減を図る。
- ・できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 部活動指導員（会計年度任用職員）の勤務条件

- ・時給 1, 600円
- ・週勤務時間 6時間（学校休業日（学期中週末含む）3時間程度）
- ・年間勤務 35週
- ・任用人数 5名任用予定（令和5年度）
※県からの補助金交付状況に併せて任用するため、人数は変更の可能性あり

(2) 今後の予定

令和5年2月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案

県がガイドラインを公表

3月 石巻市パートタイム会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正（施行予定年月日：令和5年4月1日）

市ホームページ等で部活動指導員を公募

4月 部活動指導員配置開始

10 新学校給食センター整備基本計画の策定について（教育委員会）

教育委員会では、平成27年度に策定した石巻市学校給食センター整備基本構想（以下「基本構想」という。）に基づき、老朽化が進行する住吉、河北、河南学校給食センターを統廃合し、新たな学校給食センターを整備するため、石巻市学校給食センター整備基本計画（以下「基本計画」という。）を取りまとめることとした。

基本計画の策定に当たっては、庁内に石巻市学校給食センター整備基本計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、本市における望ましい学校給食センターの在り方を明確にするため、様々な角度から横断的な検討を行ってきた。

安全安心な学校給食の提供を維持継続するため、老朽化が進行する住吉、河北、河南学校給食センターを統廃合し、新たに整備する学校給食センターの施設規模、建設・運営方法など必要な事項を取りまとめた基本計画を策定するもの。

(1) 主な内容

ア 基本的な考え方

安全安心な学校給食を安定供給することができ、合理的かつ経済的な運営ができる施設整備を目指す。

イ 基本方針

- ① 将来にわたり安全・安心な学校給食を安定提供できる施設整備
- ② 学校給食運営の合理化・効率化の推進
- ③ 食育活動に対応した施設づくり
- ④ 防災機能を備えた施設づくり

ウ 建設候補地

検討委員会の評価結果を基に、6つの建設候補地の中から、河南地区にある前山産業用地（遊楽館向）を建設地に選定した。

エ 新学校給食センターの概要

- ・調理能力 4,000食程度
- ・敷地面積 8,000㎡程度
- ・開所予定 令和9年度

(2) 今後の予定

令和5年 2月 学校給食センター運営委員会（基本計画（案）の報告）
教育委員会定例会（基本計画の決定）

11 日本遺産「みちのくGOLD浪漫」認定に伴う事業推進について（教育委員会・産業部）

日本遺産は地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するものであり、令和元年5月、宮城県涌谷町をはじめとした2市3町を構成市町とし、日本で初めて「金」が産出された奈良時代の陸奥国（むつのくに）の地域で、産金はじめりの地をたどるストーリーが日本遺産の認定を受けた。令和3年10月に、当該ストーリーに本市の文化財群を加え、追加認定を受けるべく日本遺産「みちのくGOLD浪漫」推進協議会事務局と協議を開始し、令和4年7月29日付けで本市の文化財「金華山詣」「金華山道」が日本遺産「みちのくGOLD浪漫」への追加認定を受けた。

追加認定を受けた本市の文化財群を、国内外に戦略的に発信していくことにより地域の活性化、交流人口の拡大を図る。

(1) 主な内容

歴史文化の普及と観光振興の両面から、各種事業を展開していくもの。

【日本遺産「みちのくGOLD浪漫」普及啓発推進事業】（教育委員会生涯学習課）

- ・ハード事業：文化財案内板設置等
- ・ソフト事業：市民講座、シンポジウム等の開催、市内の金に関連する文化資産の悉皆調査等

【日本遺産「みちのくGOLD浪漫」活用推進事業】（産業部観光課）

- ・ハード事業：観光案内パネルの設置、金華山道の環境整備等
- ・ソフト事業：日本遺産関連商品開発費用の助成、ガイド人材育成セミナーの開催、トレイルコース設定等によるアクティビティツーリズム推進、石巻版「みちのくGOLD浪漫」観光PRパンフレットの作成等

(2) 今後の予定

令和5年2月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案
4月～ 事業開始

【その他】

- ・令和4年度宮城県原子力防災訓練（災害対策本部運営訓練）について（総務部）
- ・東日本大震災石巻市追悼式について（総務部）
- ・総合支所と本庁担当との協議・情報共有について（総務部）

以上